

地域福祉計画（第 3 次）・社会福祉協議会地域福祉活動計画 （第 2 次）の取組状況等について

基本目標 1 お互いにつながり支え合える

市民が地域の課題を「我が事」としてとらえる意識の醸成と、様々な課題を「丸ごと」受け止める相談支援のネットワーク整備に努めます。

施策（1）見守り体制・つなぎ機能の強化

総合保健福祉計画で掲げる包括的な相談支援体制に基づき、各小学校区における発見・相談・見守り体制の強化とネットワークの整備を進めます。

- ・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による相談支援の実施

対象者別相談延件数

	合計
平成29年度（14人）	13,724 件
平成30年度（14人）	13,624 件
令和元年度（14人）	17,505 件

（ ）内は年度末時点のCSWの人数

- ・健康福祉セーフティネットの推進

	開催小学校区数	開催回数
平成29年度	32 校区	219 回
平成30年度	32 校区	215 回
令和元年度	32 校区	191 回

施策（2）地域福祉活動の推進

地域住民が地域課題に気づき、共感し、「我が事」と認識することができるような地域づくりを推進します。また、年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、お互いにつながり支え合えるような環境整備に努めます。

- ・社会福祉法人の地域貢献への指導・助言

社会福祉法人が、社会福祉充実計画を策定し地域公益事業を実施する場合に意見聴取を行う場として、地域協議会を地域福祉推進分科会に設置することとしました。該当する法人がなかったため、開催実績はありません。

・福祉事業推進基金について

【積立状況】

(単位：円)

	寄附金	一般財源	積立額	取崩し額	年度末残高
平成 29 年度	1, 537, 796	7, 204	1, 545, 000	45, 950, 000	1, 075, 240, 000
平成 30 年度	803, 940	6, 060	810, 000	43, 300, 000	1, 032, 750, 000
令和元年度	103, 999, 958	42	104, 000, 000	41, 210, 000	1, 095, 540, 000

【充当状況】

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
私立保育所等建設補助事業	40, 000	40, 000	40, 000
地域活動支援センターⅢ型 開設促進事業	4, 957	-	-
障害者社会参加促進事業	-	3, 190	1, 210
ぷらっとホーム開設補助事業	999	110	-

・地区行動計画を策定している地区数【社会福祉協議会】

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
地区行動計画策定地区数	9 地区	9 地区	9 地区

施策（３） 民生委員・児童委員活動の推進

市民の身近な相談相手である民生委員・児童委員の活動について、市民への周知・啓発を行うとともに、民生委員・児童委員が活動しやすい環境の整備を進めることにより、民生委員・児童委員活動の推進に努めます。

(参考) 民生委員・児童委員委嘱状況

	令和元年度
民生委員・児童委員委嘱数	333 人
民生委員・児童委員定数	382 人
充足率	87.2%
主任児童委員委嘱数	31 人
主任児童委員定数	32 人
充足率	96.8%

(令和元年 12 月 1 日時点)

(参考) 令和元年度改選時の退任・新規/継続委嘱状況

	退任	新規委嘱	継続委嘱
令和元年度	80 人	58 人	306 人

(令和元年 12 月 1 日時点)

- ・ 民生委員・児童委員活動の市民への普及・啓発
民生委員・児童委員、主任児童委員街頭啓発活動

	実施日	実施場所
平成 29 年度	5 月 21 日	立命館大学大阪いばらきキャンパス、 J R 茨木駅
平成 30 年度	5 月 20 日	立命館大学大阪いばらきキャンパス
令和元年度	5 月 19 日	立命館大学大阪いばらきキャンパス

- ・ 民生委員・児童委員地区委員会での研修実施

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
参加回数		45 回	66 回	一斉改選年度のため実施せず
テーマ	高齢者福祉サービス	9 回	11 回	
	生活困窮者自立支援事業	-	12 回	
	生活保護制度	3 回	4 回	
	障害福祉サービス	3 回	3 回	
	健康づくり、予防接種	2 回	3 回	
	介護保険制度	8 回	6 回	
	国民健康保険	-	8 回	
	年金制度	2 回	2 回	
	後期高齢者医療制度	13 回	2 回	
	子育て支援、児童虐待	5 回	8 回	
	人権	-	7 回	

施策（４） 更生保護活動の推進

過去に罪を犯した人たちの地域社会での立ち直りを助け、再び犯罪や非行に陥ることのない環境づくりを推進します。

- ・ 茨木市更生保護サポートセンターの設置・運営支援

【来所者数（月平均）】

	人数
平成 29 年度	137 人
平成 30 年度	112 人
令和元年度	156 人

・「社会を明るくする運動」の推進

犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深めることができるように、「社会を明るくする運動」において啓発のための行事や街頭宣伝活動等を実施しています。

1. 「社会を明るくする運動」街頭啓発活動

	実施日	実施場所	参加者数
平成 29 年度	7 月 3 日	阪急茨木市駅、阪急南茨木駅、JR 茨木駅	155 人
平成 30 年度	11 月 19 日※	阪急茨木市駅、阪急南茨木駅、JR 茨木駅 JR 総持寺駅	127 人
令和元年度	7 月 1 日	阪急茨木市駅、阪急南茨木駅、JR 茨木駅 JR 総持寺駅	226 人

※平成 30 年度は、大阪北部地震のため 11 月に延期

2. 「社会を明るくする運動」市民大会

	実施日	実施場所	内容	来場者数
平成 29 年度	7 月 8 日	クリエイトセンター	演奏、講演	352 人
平成 30 年度	7 月 14 日	クリエイトセンター	演奏、講演	352 人
令和元年度	7 月 13 日	クリエイトセンター	演奏、講演 パネルディスカ ッション	226 人

基本目標 2 健康にいきいきと自立した生活を送る

生涯を通じた健康づくりと生活習慣病予防等に向けた取組や、自立した生活を送るために専門的な支援が提供できる体制整備を行います。

施策（１） 生活困窮者の自立に向けた支援

生活困窮者自立支援制度に基づき、仕事が見つからない、将来に不安があるなど、困難を有する生活困窮者が制度の狭間に陥らないように、様々な機関と連携した支援体制の寿実を推進します。

・生活困窮者の早期発見・早期支援

1. くらしサポートセンター「あすてっぷ茨木」での新規相談件数

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
404 件	459 件	565 件

2. 相談者の主訴（複数回答可）の上位 5 項目と新規相談件数に占める割合

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
収入・生活費のこと	240 件	59.4%	280 件	61.0%	294 件	52.0%
病気や健康、障害のこと	133 件	32.9%	152 件	33.1%	173 件	30.6%
仕事探し、就職について	121 件	30.0%	132 件	28.8%	148 件	26.2%
家賃やローン支払い	102 件	25.2%	116 件	25.3%	124 件	21.9%
住まいについて	83 件	20.5%	108 件	23.5%	112 件	19.8%

・就労支援対象者数

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
52 件	64 件	93 件

・生活困窮者自立支援事業の就労支援による就労実績・増収実績

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
42 件	28 件	29 件

・子どもの学習支援事業の推進

学習・生活支援事業の実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
北ブロック	20 人	24 人	27 人
東ブロック	14 人	16 人	13 人
西ブロック	8 人	9 人	4 人
中央ブロック	14 人	10 人	7 人
南ブロック	20 人	16 人	18 人

・生活困窮者自立支援との連携【社会福祉協議会】

1. 生活福祉資金貸付事業

	平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度		
	相談 件数	貸付 件数	貸付総額	相談 件数	貸付 件数	貸付総額	相談 件数	貸付 件数	貸付総額
福祉資金	180 件	74 件	41,347,000 円	258 件	71 件	47,950,000 円	162 件	59 件	28,807,000 円
総合支援資金									
臨時特例 つなぎ資金	11 件	3 件	1,287,000 円	20 件	1 件	600,000 円	1 件	0 件	0 円
総合支援資金 【生活支援費】 (コロナ特例) *							6 件	0 件	0 円
不動産担保型 生活資金	8 件	0 件	0 円	6 件	0 件	0 円	11 件	0 件	0 円
緊急小口資金	78 件	17 件	1,495,000 円	63 件	8 件	542,000 円	9 件	6 件	558,000 円
緊急小口資金 (コロナ特例) *							163 件	2 件	400,000 円
生活復興資金	0 件	0 件	0 円	0 件	0 件	0 円	0 件	0 件	0 円
合計	277 件	94 件	44,129,000 円	347 件	80 件	49,092,000 円	352 件	67 件	29,765,000 円

* 令和 2 年 3 月 25 日受付開始の「新型コロナウイルス感染症特例」による貸付
貸付件数は、令和 2 年 3 月 31 日までに大阪府社協から決定通知があった件数

2. 善意銀行事業

物品預託された家電（テレビ、扇風機、洗濯機、冷蔵庫、炊飯器など）や食料品（乾物、缶詰、レトルト食品など）や購入した食料品を必要に応じて生活困窮者自立支援事業及び学習・生活支援事業への支援で活用しています。

施策（２） 生活困窮者支援を通じた地域・関係づくり

生活困窮者の支援においては、個別の支援だけではなく、地域として生活困窮者等の早期発見や見守りができる体制を整備し、働く場や参加する機会を広げていくことが必要となります。生活困窮者が社会とのつながりを実感できるような地域づくりを目指します。

・スマイルオフィス事業の推進

受入人数および就労実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
受入人数	6 人	7 人	10 人
就労実績	3 人	3 人	4 人

基本目標 3 “憩える・活躍できる” 場をつくる

身近な地域で憩える居場所と、一人ひとりが培った力をいかせる場・機会を創出し、誰もが活躍できる地域づくりを目指します。

施策（１） 地域で活躍できる人材の育成

地域住民が、それぞれの個性や能力に応じた役割を担い、地域で活躍することができるような環境づくりを推進します。

・地域福祉活動の担い手づくり【社会福祉協議会】

1. ボランティア体験プログラム（7～9月）

協力施設・団体数：47 か所 73 プログラム

内容：1日から数日でも気軽にボランティアが体験できるプログラム

体験者数：延 247 人

2. ボランティア講座

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
養成講座メニュー数	5 種類	6 種類	7 種類

講座名	月日	参加者
認知症の理解を深める講座	令和元年 7 月 8 日	42 人
障がい者支援講座	9 月 9 日	14 人
夏休みこどもボランティア教室 ～ “災害” について考えてみよう～	8 月 20 日	子ども 5 人 体験ボランティア 10 人
高齢者サポートボランティア講座(全 4 日間)	10 月 3 日、10 日、 16～18 日(いずれ か 1 日)、24 日	3 人
視覚障がい者サポートボランティア養成講座	11 月 11 日	3 人
精神保健ボランティア入門講座	11 月 12 日	23 人
ボランティア入門講座 ※コロナのため中止	令和 2 年 3 月 4 日	－

3. ボランティア交流会（個人ボランティアを中心に隔月第 2 月曜日開催）

月 日	内 容	参加者
令和元年 5 月 13 日	ボランティア活動の紹介	11 人
9 月 9 日	障害者施設について	20 人
11 月 14 日	写真の修復について	5 人
令和 2 年 1 月 15 日	意見交換、情報共有	2 人
3 月 9 日	コロナのため中止	－

4. 他団体・機関での講座・研修会等への講師派遣協力

月 日	対 象	場 所	内 容	参加者
令和元年 5 月 28 日	早稲田摂陵 高等学校 1 年生	早稲田摂陵 高等学校	ボランティアとは？ ボランティア体験プログラム について	300 人
10 月 1 日	早稲田摂陵 高等学校 1 年生	早稲田摂陵 高等学校	ボランティア体験プログラムの 振り返り学習会	300 人
11 月 17 日	きらめきフェ スタ 2019 ス タッフ	生涯学習セン ターきらめき	基本的なボランティアの考え 方	3 人
令和 2 年 1 月 7 日	西河原多世代 交流センター で活動する ボランティア	西河原多世代 交流センター	ボランティア活動の振り返り	20 人

・福祉教育の充実

小学校：14 校、中学校：3 校、高校：0 校、自治会・福祉委員会：1 団体 で実施

社協地区担当職員が学校と地域のコーディネーター役となり、車いす利用者に実際の生活について語っていただいたり、聴覚障害者とのゲームを通してコミュニケーション方法を考えるなど、福祉教育体験者が当事者との関わりの中でその人の『人となり』や『生き方』に触れて学びを深めることができるように努めました。

施策（2） 地域の交流・活動拠点づくりの推進

地域での活動を支援していくためには、活動のための拠点の充実が必要です。地域住民の身近なところで地域福祉活動が展開され、きめ細やかな支援が提供されるように、活動拠点づくりを推進します。

・ぷらっとホーム事業推進【社会福祉協議会】

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
ぷらっとホーム設置数	6 か所	8 か所	8 か所

基本目標 4 一人ひとりの権利が尊重される

お互いを理解し尊重し合える意識の醸成に努めるとともに、虐待防止や権利擁護の推進により要支援者を早期発見し適切な支援につなげます。

施策（１） 権利擁護の推進

・市民後見人の養成・活用

1. 市民後見人養成講座受講者・バンク登録者の状況 (人)

	オリエンテーション参加者	基礎講習受講者	実務講習修了者	バンク登録者			時点登録者
					移管	退会	
平成 29 年度	21	4	3	2	1	0	7
平成 30 年度	14	6	5	4	0	0	11
令和元年度	17	3	2	2	0	3	10

2. 市民後見人の活動状況 (件)

	受任	辞任	活動中
平成 29 年度	0	0	0
平成 30 年度	1	1	0
令和元年度	0	0	0

・成年後見審判（法定後見）市長申立てによる権利擁護 (件)

	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	合計
平成 29 年度	2	2	0	4
平成 30 年度	5	1	0	6
令和元年度	1	0	0	1

・日常生活自立支援事業【社会福祉協議会】

1. 相談、問合せ件数

認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	その他	計
78 件	58 件	81 件	3 件	220 件

2. 令和元年度末契約件数

認知症高齢者 (再掲: 生保受給者)	知的障害者 (再掲: 生保受給者)	精神障害者 (再掲: 生保受給者)	計
28 件 (22 件)	29 件 (11 件)	36 件 (23 件)	93 件 (56 件)

3. 令和元年度末待機者数

待機者数	6 人
------	-----

基本目標 5 安全・安心で必要な情報が活かされる

発信した情報が必要な人に届き、いかされる体制や、災害等の緊急時に市と関係機関が要配慮者の情報を共有・活用できる体制を整備します。

施策（２） 災害時の情報伝達体制、要配慮者の把握

地域で支え合い、助け合う関係を築く中で、要配慮者を把握し見守り、災害時等の緊急時に安否確認や支援を行うことができる仕組みを整備します。

- ・ネットワークを通じた要配慮者の把握

災害時避難行動要支援者名簿の状況（各年度１月１日時点）

	名簿掲載人数
平成 29 年度	9,410 人
平成 30 年度	9,226 人
令和元年度	8,357 人

- ・地域力をいかし、災害に備える福祉活動の実施【社会福祉協議会】
【災害ボランティアセンター研修会等の実施】

実施日	講座・事業名	参加者数
6 月 18 日	災害ボランティアセンター振り返り周年事業	132 人
12 月 4 日	災害ボランティア養成講座	31 人

基本目標 6 社会保障制度の推進に努める

生活保護制度や介護保険制度等、社会保障制度の適正・円滑な運営に努めます。

施策（１） 生活保護制度の適正実施

- ・生活保護の状況

１．生活保護の窓口相談件数（各年度末）

	保護世帯数		保護人員		保護率 (%)
	世帯数	増減	人員	増減	
平成 29 年度	2,779	▲59	3,653	▲119	12.94
平成 30 年度	2,689	▲90	3,480	▲173	12.36
令和元年度	2,662	▲27	3,358	▲122	11.88
	窓口相談 件数	窓口相談 実人数	窓口申請 受理数	受理率 (%)	
平成 29 年度	1,521	753	362	48.07	
平成 30 年度	1,696	738	373	50.54	
令和元年度	1,503	723	394	54.50	

2. 保護世帯の内訳(各年度末)

【世帯類型別】

	総世帯数		高齢者世帯		母子世帯	
			世帯数	割合	世帯数	割合
平成 29 年度	2,779 世帯		1,498 世帯	53.90%	161 世帯	5.79%
平成 30 年度	2,689 世帯		1,469 世帯	54.63%	145 世帯	5.39%
令和元年度	2,662 世帯		1,474 世帯	55.37%	120 世帯	4.51%
	障害者世帯		傷病者世帯		その他世帯	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
平成 29 年度	367 世帯	13.21%	346 世帯	12.45%	407 世帯	14.65%
平成 30 年度	364 世帯	13.54%	288 世帯	10.71%	423 世帯	15.73%
令和元年度	416 世帯	15.63%	343 世帯	12.89%	309 世帯	11.61%

【世帯人員別】

	総世帯数		単身世帯		2人世帯	
			世帯数	割合	世帯数	割合
平成 29 年度	2,779 世帯		2,181 世帯	78.48%	413 世帯	14.86%
平成 30 年度	2,689 世帯		2,140 世帯	79.58%	388 世帯	14.43%
令和元年度	2,662 世帯		2,157 世帯	81.03%	376 世帯	14.13%
	3人世帯		4人世帯		5人以上世帯	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
平成 29 年度	120 世帯	4.32%	44 世帯	1.58%	21 世帯	0.76%
平成 30 年度	108 世帯	4.02%	31 世帯	1.15%	22 世帯	0.82%
令和元年度	89 世帯	3.34%	26 世帯	0.98%	14 世帯	0.53%

施策（2） 社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適正な指導監査

・社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適正な指導監査

1. 実地指導

	障害福祉サービス事業所	介護保険サービス事業所
平成 29 年度	33 事業所	56 事業所
平成 30 年度	48 事業所	83 事業所
令和元年度	48 事業所	80 事業所

2. 集団指導

	障害福祉	居宅等	地域密着
平成 29 年度	252 事業所	549 事業所	79 事業所
平成 30 年度	252 事業所	397 事業所	0 事業所
令和元年度	270 事業所	375 事業所	118 事業所

茨木市総合保健福祉計画（第 2 次）について

○総合保健福祉計画（第 2 次）について令和 2 年度に実施すること

- ・「高齢者保健福祉計画（第 9 次）・介護保険事業計画（第 8 期）」の策定
- ・「障害福祉計画（第 6 期）」及び「障害児福祉計画（第 2 期）」の策定
- ・「地域福祉計画（第 3 次）」の見直しとして、再犯防止推進計画を包含
- ・その他の計画の中間評価及び見直し（追加・変更等）

○総合保健福祉計画（第 2 次）の見直し内容について

- ・直近の国の動き等について（重層的支援体制整備事業等）
- ・大阪北部地震、新型コロナウイルス感染症への対応等を踏まえた記載
- ・各計画の位置づけ、関連性の更新
- ・地区保健福祉センターの機能の追記 等

○冊子構成イメージについて

1 冊（200 ページ以内程度）にまとめて作成。新たに策定する高齢・介護保険計画、障害計画以外は、追加・変更部分のみを記載して作成。

総合保健 福祉計画 見直し	地域福祉計画・ 地域福祉活動 計画中間評価、 見直し	高齢者保健福祉 計画・介護保険 事業計画	障害福祉計画・ 障害児福祉計画、 長期計画	健康いばらき 21・ 食育推進計画 中間評価	資料 編
---------------------	-------------------------------------	----------------------------	-----------------------------	---------------------------------	---------

○今後のスケジュールについて

時期	内容
令和 2 年 11 月～12 月	各分科会において案について説明
令和 3 年 1 月下旬～2 月中旬	パブリックコメントの実施
～令和 3 年 3 月上旬	計画案の完成
令和 3 年 3 月 23 日（火）	総合保健福祉審議会にて計画の報告

○総合保健福祉計画（第 2 次）の見直し案（令和 2 年 11 月時点）について
別添資料のとおり

第1章 計画の策定・見直しに当たって

第1節 計画策定・見直しの趣旨

茨木市総合保健福祉計画（第2次）は平成30年度（2018年度）から令和5年度（2023年度）までの6年間を計画期間として、「すべての人が健やかに、支え合い暮らせる、みんなが主役の地域共生のまちづくり」を目指し策定したものです。

本計画は、包含する分野別計画すべてが、共通の理念と基本目標に基づいて様々な取組を実施することにより、分野の枠にとらわれることなく、総合的・包括的に保健福祉施策を推進し、複合化した課題を抱える世帯等や「制度の狭間」の問題などにも対応することとしています。

しかしながら、地域住民の多種多様なニーズや生活課題は依然として存在し、引き続き取組を行っていく必要があることに加え、本計画の策定後に、地震・豪雨等の大規模な自然災害や、新型コロナウイルス感染症の流行といった非常事態が発生したことなどから、災害時や非常時の支援策についても検討が必要となりました。

また、国からは、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制を整備するため、新たに「重層的支援体制整備事業」の考え方が示され、その主旨を踏まえた体制の構築が求められています。

そこで、本計画が包含する「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害福祉計画・障害児福祉計画」の計画策定に併せて、本計画及び他の分野別計画についても中間見直しを実施し、改めて現状に即した内容に改定します。また、本計画で掲げている「地区保健福祉センター※」についても、相談支援体制における課題の整理・分析や総合保健福祉審議会等での議論を経て、その役割や取組等の具体的な内容が明確となってきたことから、今後の方向性等を記載するものです。

※地区保健福祉センター

本計画において「（仮称）地区保健福祉センター」として掲載していましたが、名称について検討した結果、今般「地区保健福祉センター」と決定したものです。

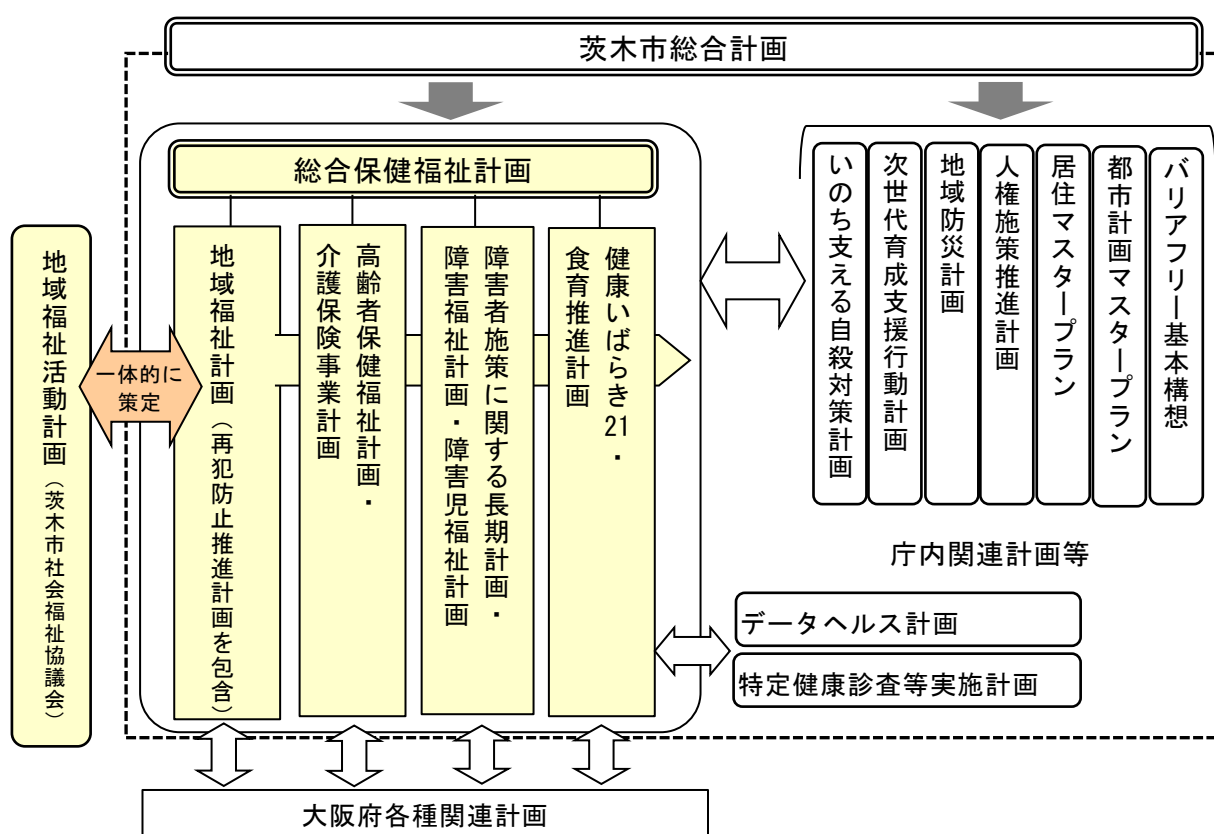
第2節 計画の位置付け・関連性

本計画は、本市のまちづくりの基本的な指針である「茨木市総合計画」に基づくもので、「地域福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「健康いばらき 21・食育推進計画」の4分野の計画を包含した保健福祉の領域における総合的な計画です。

大阪府の各種関連計画をはじめ、庁内関連計画とも連携、整合性を図って策定しており、本計画の策定後、新たに策定した「いのち支える自殺対策計画」と「居住マスタープラン」についても、本計画と連携・整合性を図った内容としています。

また、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年（2016年）12月施行）において、市町村が「地方再犯防止推進計画」を定めるよう努めなければならないことが規定されていることから、今般、同計画を「地域福祉計画」に包含するものとして新たに位置付け、地域福祉施策として一体的な展開を図ることとします。

■各計画の位置付け・関連性



第3節 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度（2018年度）から令和5年度（2023年度）までの6年間としています。

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害福祉計画・障害児福祉計画」は、3年を1期として策定するものと法律や国の基本指針で定められていることから、今般、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの計画の策定を新たに行います。

■ 計画の期間

	平成30年度 (2018年度) ～令和2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)
総合保健福祉計画		(第2次)		
地域福祉計画		(第3次)		
高齢者保健福祉計画	(第8次)	(第9次)		
介護保険事業計画	(第7期)	(第8期)		
障害者施策に関する長期計画		(第4次)		
障害福祉計画	(第5期)	(第6期)		
障害児福祉計画	(第1期)	(第2期)		
健康いばらき・食育推進計画		(第3次)		

第4節 計画策定・見直しまでの取組

(1) アンケート調査

「高齢者保健福祉計画（第9次）・介護保険事業計画（第8期）」の策定にあたり、高齢者の生活状況を把握し、今後充実が必要なサービス等を検討するのに必要な資料を得ることを目的にアンケート調査を実施しました。

■実施概要・調査結果

調査種別	ニーズ調査	在宅介護実態調査	介護保険事業者調査
調査対象	要介護認定を受けていない 高齢者及び要支援認定者	在宅で生活している 要支援・要介護認定者	市内で介護保険サービスを 提供している事業者
調査方法	郵送配付・郵送回収	郵送配付・郵送回収及び 認定調査員による聴き取り	郵送配付・郵送回収
調査期間	令和元年（2019年） 11月20日～12月13日		
配付数	3,000人	2,000人	172事業者
有効回答数	2,314人	1,194人	128事業者
有効回答率	77.1%	59.7%	74.4%

(2) 市民意見の聴取と計画への反映

市民ニーズを十分に踏まえながら多様な意見を反映させるため、計画に対するパブリックコメントを募集しました。（令和3年1月に実施予定）

- ・募集期間：
- ・意見件数：

■計画別の意見提出人数と意見件数

計画名称	提出人数	意見件数
第1編 総合保健福祉計画		
第2編第1章 地域福祉計画		
第2編第2章 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		
第2編第3章 障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画・ 障害児福祉計画		
第2編第4章 健康いばらき21・食育推進計画		
全編への意見		

第5節 SDGs達成に向けた取組の推進

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、平成27年（2015年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標です。令和2年（2020年）1月に策定した「第5次茨木市総合計画後期基本計画」と同様に、本計画においてもSDGsの目標を位置付け、整理を行うことにより、行政だけではなく、市民、事業者・団体などの様々な主体のSDGsに対する理解を深めるとともに、各主体のさらなる連携を促し、施策を推進していきます。

■本計画に関連のあるSDGsの目標

- | | |
|----------------|-----------------------|
| 1 貧困をなくそう | 10 人や国の不平等をなくそう |
| 2 飢餓をゼロに | 11 住み続けられるまちづくりを |
| 3 すべての人に健康と福祉を | 16 平和と公正をすべての人に |
| 4 質の高い教育をみんなに | 17 パートナリーシップで目標を達成しよう |
| 8 働きがいも経済成長も | |



第2章 本市の介護保険被保険者・障害者の状況

■図表一覧

- 1 本市の人口動態の状況
 - (1) 年齢3区分別人口の推移
 - (2) 小学校区別人口
- 2 介護保険被保険者の状況
 - (1) 要支援・要介護認定者の推移
 - (2) 要支援・要介護認定者の認知症の程度の状況
 - (3) 要介護申請における主治医意見書主疾病の状況
 - (4) 介護保険給付費の推移
- 3 障害者の状況
 - (1) 障害者の状況
 - (2) 身体障害者の状況
 - (3) 知的障害者の状況
 - (4) 精神障害者の状況
 - (5) 障害福祉サービス給付費の推移

(別途、データを取りまとめて、表・グラフを記載予定)

第3章 計画の基本方針

第1節 計画の理念、目標および施策体系

理 念

すべての人が健やかに、
支え合い暮らせる、
みんなが主役の地域共生のまちづくり
～包括的な支援体制の実現とともに～

基 本 目 標

◆第2編に記載する各分野別計画については、本計画の理念と6つの基本目標に基づいて策定し、それぞれの施策を推進することにより、総合的に本市の保健福祉の課題解決に取り組みます。

地域福祉計画 (地域福祉活動計画)

基本目標 1

お互いにつながり支え合える

◆市民が地域の課題を「我が事」としてとらえる意識の醸成と、様々な課題を「丸ごと」受け止める相談支援のネットワーク整備に努めます。

- ◎見守り体制・つなぎ機能の強化
- ◎地域福祉活動の推進
- ◎民生委員・児童委員活動の推進
- ◎更生保護の推進
(茨木市再犯防止推進計画)

基本目標 2

健康にいきいきと自立した生活を送る

◆生涯を通じた健康づくりと生活習慣病予防等に向けた取組や、自立した生活を送るために専門的な支援が提供できる体制整備を行います。

- ◎生活困窮者の自立に向けた支援
- ◎生活困窮者支援を通じた地域・関係づくり

基本目標 3

“憩える・活躍できる”場をつくる

◆身近な地域で憩える居場所と、一人ひとりが培った力をいかせる場・機会を創出し、誰もが活躍できる地域づくりを目指します。

- ◎地域で活躍できる人材の育成
- ◎地域の交流・活動拠点づくりの推進

基本目標 4

一人ひとりの権利が尊重される

◆お互いを理解し尊重し合える意識の醸成に努めるとともに、虐待防止や権利擁護の推進により要支援者を早期発見し適切な支援につなげます。

- ◎権利擁護の推進

基本目標 5

安全・安心で必要な情報が活かされる

◆発信した情報が必要な人に届き、いかされる体制や、災害等の緊急時に市と関係機関が要配慮者の情報を共有・活用できる体制を整備します。

- ◎情報提供の充実
- ◎災害時の情報伝達体制、要配慮者の把握
- ◎地域防犯活動の充実

基本目標 6

社会保障制度の推進に努める

◆生活保護制度や介護保険制度等、社会保障制度の適正・円滑な運営に努めます。

- ◎生活保護制度の適正実施
- ◎社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適正な指導監査

分野別計画の施策・取組

高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画

障害者施策に関する長期計画
障害福祉計画
障害児福祉計画

健康いばらき 21・
食育推進計画

109～112 ページ

- ◎地域包括支援センターの再編
- ◎地域包括支援センターの運営
- ◎高齢者の生活支援体制整備の推進

193 ページ

- ◎すべての人が支え合う共生社会への取組
- ◎交流を通じての相互理解の促進

- ◎みんなで進める健康づくり
- 家庭、学校、地域の関係機関等と連携した健康づくりの推進
- 健康相談の実施

113～117 ページ

- ◎介護予防・日常生活支援総合事業の基盤整備の推進
- ◎要介護高齢者等の自立・家族介護等への支援の推進

203 ページ

- ◎地域での包括的な相談支援体制の構築
- ◎地域での自立した生活への支援の実現
- ◎障害者の地域での支援体制の実現度の高い支援 など

- ◎食育推進（栄養・食生活）
- ◎身体活動（運動）
- ◎休養・こころの健康
- ◎たばこ対策
- ◎自己の健康管理
- ◎歯と口の健康

118～121 ページ

- ◎地域活動・社会参加の促進
- ◎身近な「居場所」の整備
- ◎世代間交流の取組
- ◎高齢者の「働く場」の創出

208 ページ

- ◎生き生きと暮らせる環境の実現
- ◎余暇活動を通じた社会参加の促進

- ◎みんなで進める健康づくり
- 健康づくりの場・機会の拡大

122～128 ページ

- ◎認知症施策の推進
- ◎虐待防止対策の推進
- ◎権利擁護の推進

209 ページ

- ◎権利の尊重、差別のないまちづくりの推進
- ◎虐待防止対策の推進
- ◎権利擁護の推進

- ◎みんなで進める健康づくり
- 健康や食の安全・安心等に関する情報の発信

129～131 ページ

- ◎災害時に求められる医療・介護サービスの継続
- ◎情報公表制度の推進
- ◎安心して暮らせる環境の充実
- ◎高齢者の居住安定に係る施策との連携

210～211 ページ

- ◎情報提供の充実、コミュニケーション手段の確保
- ◎移動手段の確保
- ◎安全・安心に暮らせる住まいづくり
- ◎防災の推進

132～137 ページ

- ◎介護保険制度の適正・円滑な運営
- ◎介護給付適正化事業の推進
- ◎在宅療養の推進

212 ページ

- ◎障害者制度の適正実施

◎：施策

○：取組

新計画の項目に更新

第2節 包括的支援体制の推進

本計画の理念を実現するため、保健福祉の各分野が連携を図るとともに、地域住民の支え合いとも連動しながら、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を推進しています。

令和2年度（2020年度）には、国において、地域における包括的支援体制の整備に向けた新たな事業として、「重層的支援体制整備事業」が示されました。この事業の趣旨を踏まえ、引き続き本市における包括的支援体制の推進に向けて取り組みます。

（1）サービス提供・専門的な相談支援体制の拡充

本市では、平成30年度（2018年度）から、高齢者数の増加等によるサービス提供体制、相談支援体制の見直しを図るため、2～3小学校区を1エリアとした14エリアを設定しています。

各エリアに、地域包括支援センター、いきいきネット相談支援センター、障害者相談支援センターを整備することで、対象者数の平準化を図り、住民がより身近な地域で相談できる体制を整備するとともに、複雑多様化した生活課題を抱えるケースなど、分野をまたがる相談であっても「丸ごと」受け止める体制を整備します。

（2）地区保健福祉センターの整備

子どもから高齢者、障害者などすべての人が安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現を図るため、属性や世代を問わない包括的な相談支援と、保健と福祉の一体的支援を行う体制を構築し、健康寿命の延伸や健康格差の解消と、支援を必要とする方の早期発見・早期対応を目指す拠点として、2～3エリアを1圏域とし、圏域ごとに地区保健福祉センターを整備します。

令和3年（2021年）4月に東圏域、令和4年度（2022年度）に西圏域、南圏域、令和5年度（2023年度）に北圏域、中央圏域での整備を予定しています。

整備に向けては、複数の生活課題を抱える世帯の実態をより詳細に把握するため、相談支援機関にヒアリングを実施し、課題の整理・分析を行いました。その結果を踏まえ、次の3つの機能を改めて位置付けます。

○保健センター機能（保健と福祉の一体的支援）

地区保健福祉センターに保健師を配置し、地域の医療機関や福祉関係団体などと連携しながら、地域住民への健（検）診の受診勧奨や健診結果等に基づく健康支援、健康や子育てに関する相談支援等を実施し、健康課題が生活課題につながらないよう取り組みます。

○専門相談支援機能（専門職による包括的なチーム支援）

地区保健福祉センターを設置するエリア担当の専門相談支援機関（地域包括支援センター、いきいきネット相談支援センター、障害者相談支援センター）を地区保健福祉センター内に配置し、世代や分野にとらわれず、様々な生活課題を抱える方に対して迅速に幅広く対応できる体制を整備します。

また、自ら支援につながる事が難しい方などに対しては、地区保健福祉センターや生活困窮者自立相談支援機関（くらしサポートセンター『あすてっぷ 茨木』）の専門職がアウトリーチによる支援に努め、本人との関係性を構築し、課題解決に向けて継続的に支援を行います。

○住民の力を活用した『予防と共生』

住民同士が共に支え合う関係性を育み、継続的な見守りの体制や居場所づくり、生活習慣病の予防や健康づくりが地域の中で進むように、社会福祉協議会が行う地域支援とも連携・協力し、地域住民や団体に働きかけます。

（３）ネットワークの再編による発見・相談・見守り体制の機能強化

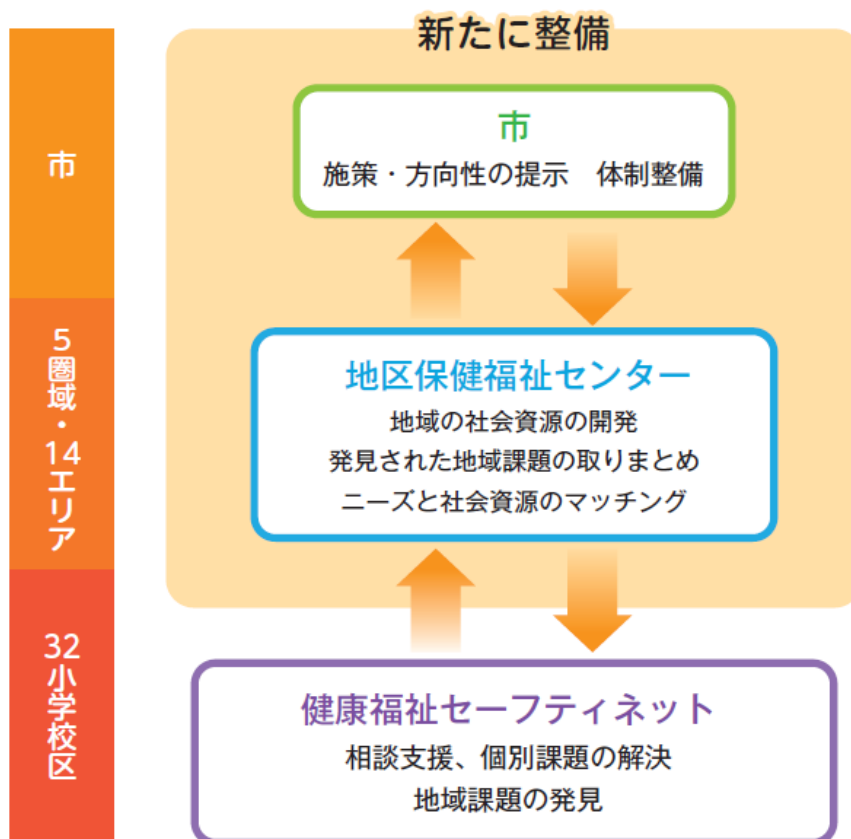
地域にある複数のネットワークについては、既存の「健康福祉セーフティネット」を活用しながら、地域の実情に応じて各ネットワークの機能を整理・統合し、要援護者を「丸ごと」受け止めることができるように、発見・相談・見守り体制の機能強化を図ります。社会福祉協議会やコミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）、生活支援コーディネーター等については、その役割を整理し、効果的なコーディネートができるような地域住民にもわかりやすい仕組みづくりを進めます。

また、圏域ごとに設置する地区保健福祉センターでは、地域の社会資源の開発や共有、各小学校区やエリアで発見された地域課題の取りまとめ、地域住民のニーズと社会資源のマッチングなどを行い、必要に応じて市が地域情報や実状を集約できる仕組みを作ります。

それを受けて、市では、複数の圏域やエリアに共通している地域課題等について総合的に検討し、施策に反映させるとともに、課題解決に向けた方向性の提示や体制整備に取り組みます。

なお、今後新たに保健福祉分野でネットワークの構築が必要となる場合は、これらの仕組みを活用して整備を図るものとします。

■ 地域課題を施策につなげていく仕組みづくり



【資料3】地域福祉計画・地域福祉活動計画案（R2.11.27）

第1節 計画の中間評価、見直しについて

1 地域福祉計画（第3次）の中間評価、見直しについて

地域福祉計画は、総合保健福祉計画の分野別計画として、本市における地域福祉推進についての施策を定めるものです。計画期間は、平成30年度（2018年度）から令和5年度（2023年度）までの6年間であり、他の分野別計画に横串を通す考え方に基づいて策定しました。

計画策定以降の主な動きとして、大阪府において平成31年（2019年）3月に「第4期大阪府地域福祉支援計画」が策定されました。計画のめざすビジョンとして、「誰もが困ったときに身近なところで支援を受けられる地域社会」「地域のつながりの中で、ともに支え、ともに生きる地域社会」「あらゆる主体の協働により福祉活動が実践されている地域社会」が掲げられています。本市においても、この内容を踏まえた上で、引き続き本計画の取組を推進するものとします。

2 地域福祉活動計画（第2次）の中間評価、見直しについて

前計画から掲げている「人づくり・場づくり・和づくり」を進めていますが、大阪北部地震や新型コロナウイルス感染症等、予期せぬ事態が生じてきたこともあり、福祉活動の担い手養成やぷらっとホームの開設、各地区行動計画の策定等が進んでいないのが現状です。

令和2年（2020年）8月には、喫緊の課題である経営改善に向けて、法人の経営部門を強化するための組織体制の整備と事業の継続を担保する具体的な財源確保の指針とするため、「茨木市社会福祉協議会中期財政改善計画」を策定し、本来的な役割である地域福祉の推進を効率的・効果的に実施するため「地域住民及び団体の活動支援」「ボランティアの育成・活動支援」「権利擁護の支援体制の強化」に集約することとしました。今後はその方向性に沿って改めて各施策における取組を進めていきます。

今後設置される地区保健福祉センターにおいても、地域支援担当者（コミュニティワーカー）が、今まで培ってきた地区支援の取組やボランティアセンター機能をもとに、地区保健福祉センターと地域とのパイプ役となり、圏域ごとの地域福祉の推進に力を入れていきます。

今般、両計画における平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）までの各施策の中間評価を行いました。そのうち、数値目標を挙げた取組等、主なものを記載します。

基本目標１ お互いにつながり支え合える

施策（１）見守り体制・つなぎ機能の強化

【社会福祉協議会】

健康福祉セーフティネットへの参画等を通じて、経済的困窮やひきこもり、介護・育児放棄といった複雑多様化する課題に対応するため、地域での支え合い機能の強化、福祉ニーズの把握や見守り活動へのつなぎに努めてきました。

引き続き個別支援と地域支援が一体的に行われるよう、地域支援担当者（コミュニティワーカー）が関係機関と地域とのパイプ役となります。

施策（２）地域福祉活動の推進

【市】

平成30年度（2018年度）より、社会福祉法人が社会福祉充実計画[※]を策定し地域公益事業を実施する場合に意見聴取を行う場として、地域協議会[※]を地域福祉推進分科会に設置することとしました。該当する法人がなかったため、開催実績はありません。

※社会福祉充実計画：

社会福祉法人は、毎会計年度、社会福祉充実残額（保有する財産の内、事業継続に必要な財産を控除し、再投下可能な財産）を算定し、残額が生じた場合には、当該財産について社会福祉充実計画を策定し、計画的かつ有効に地域に再投下する。

社会福祉充実残額の使途については、社会福祉事業、地域公益事業、公益事業の順に検討され、法人において策定される。

※地域協議会：

社会福祉充実計画として地域公益事業を実施する際に、その取組内容が地域の福祉ニーズ等を的確に反映した内容とするため、法人が意見聴取を行える場として、地域の福祉関係者が参画し、設置される機関。

【社会福祉協議会】

多様化する地域課題の解決に向け、各地区福祉委員会で地域の持つ強みを引き出し、地域の特性に応じた解決力を強化するため「地区行動計画」の策定を進めていますが、策定に至っていない地区が大半となっています。地域住民にその重要性を周知し、地区において円滑に策定できる方策を検討していきます。

また、引き続き賛助会員（会費）募集を地域住民に促すことで、地域社会をどのように創っていくかを共に考えるきっかけとし、多くの地域住民の地域福祉活動への参画を推進します。

賛助会費や共同募金配分金の活用にあたっては、有効な活用方法を明確にすることで住民の理解促進を図るとともに、地域住民及び団体の活動支援につながるよう、既存の事業にとらわれず、様々な方法を検討します。

指標	実績			達成目標
	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和5年度 (2023年度)
地区行動計画策定地区数	9地区	9地区	9地区	33地区 (全地区)

施策（４）更生保護活動の推進

【市】

令和元年（2019年）に、矯正施設が所在する自治体があらかじめ地域社会における再犯防止施策に取り組み、発信していくため、ネットワークを形成して情報交換や連携協力を行うことを目的とする「矯正施設所在自治体会議」が設立され、本市も発足当初の構成員として参加しました。本市に所在する浪速少年院との連携を深め、引き続き再犯防止の取組を広げていきます。

なお、地域福祉計画の見直しに当たり、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年（2016年）12月施行）及び同法に基づき国が策定した「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（再犯防止推進計画）」（平成29年（2017年）12月15日閣議決定）に基づき、本計画の施策（４）部分を「更生保護の推進」と改め、同法第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画として定め、地域福祉計画に包含するものとします。

基本目標２ 健康にいきいきと自立した生活を送る

施策（１）生活困窮者の自立に向けた支援

【市】

令和元年度（2019年度）に生活困窮者自立支援制度の国策定のKPI（主要評価指標）の見直しが実施されました。これに伴い、新規相談件数等の目標値の目安値が人口10万人当たり1か月26件から16件に変更となり、新規相談件数目安値の修正を行いました。

しかしながら、令和2年度（2020年度）には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、収入の減少や失業などによる新規相談件数が大幅に増加しています。また、住居確保給付金や生活福祉資金貸付金の条件が緩和されたことから、各事業による支援が必要な人についても大幅に増加しています。

指標	実績			達成目標 (修正後)	(参考) 計画策定 時の達成 目標
	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	新目標値 令和5年度 (2023年度)	
生活困窮者自立支援事業新規 相談件数	404件	459件	565件	538件	874件
就労支援対象者数	52件	64件	93件	162件	262件
生活困窮者自立支援事業の就 労支援による就労・増収実績	42件	28件	29件	122件	197件

【社会福祉協議会】

従来からの福祉資金貸付相談に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により収入の減少や失業などとなった世帯に対して、特例で「生活福祉資金貸付」による相談支援を行うなど、状況に応じて柔軟に対応できる体制を取ってきました。引き続き、生活困窮者自立支援機関（くらしサポートセンター『あすてっぷ 茨木』）とも連携し、生活困窮者の自立に向けた支援を進めます。

基本目標3 “憩える・活躍できる”場をつくる

施策（1）地域で活躍できる人材の育成

【社会福祉協議会】

地域活動の担い手育成のため、地域活動のきっかけ作りとしてボランティア養成講座メニュー数を年々増やしていますが、受講者数は伸びていないのが現状です。

地域活動の新たな担い手の養成につなげるため、ボランティア活動への参加意欲はありながら参加していない人に対して積極的なPRやボランティア養成講座のメニューの充実、ボランティアへの支援などを行います。

また、独自事業である『福祉教育』についても、地区福祉委員会、学校や企業との連携を充実させ、地域活動の担い手を増やします。

指標	実績			達成目標
	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和5年度 (2023年度)
ボランティアの養成講座メニュー数	5種類	6種類	7種類	10種類

施策（２）地域の交流・活動拠点づくりの推進

【社会福祉協議会】

地区福祉委員会の活動拠点となるぷらっとホームは、常設が可能な場所の確保、運営体制の整備が困難な地区もあり、設置が進んでいない状況です。

今後も引き続き地域支援担当者（コミュニティワーカー）が各地区福祉委員会と協議を重ね、ぷらっとホーム開設に向けて支援していきます。

指標	実績			達成目標
	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和5年度 (2023年度)
「ぷらっとホーム」の設置数	6か所	8か所	8か所	33か所

基本目標４ 一人ひとりの権利が尊重される

施策（１）権利擁護の推進

【市】

市民後見人の養成については、令和元年度（2019年度）の実績で既に目標値に達しています。一方で、市民後見人の受任相当案件が親族間の係争や高額な財産の管理等、複雑な法律行為を行う必要がないものに限られること、また、市民後見人活動自体があまり知られていないことなどから、受任実績は平成30年（2018年）の1件にとどまっています。今後は、引き続き市民後見人の育成と活動支援に取り組むとともに、市民後見人の周知を図り、ニーズの掘り起こしに努める必要があります。

併せて、「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年（2016年）5月施行）」及び同法に基づき国が策定した「成年後見制度利用促進基本計画（平成29年（2017年）3月24日閣議決定）」の内容を踏まえ、中核機関・協議会等の設置についても引き続き検討を行います。

指標	実績			達成目標
	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和5年度 (2023年度)
市民後見人の養成人数	7人	12人	14人	14人

【社会福祉協議会】

「日常生活自立支援事業」などを通して、専門機関と連携し、自身で金銭管理等を行うことが難しい方に切れ目のない支援を行ってきました。

今後、権利擁護の支援体制を更に強化するため、「(仮称) 権利擁護センター」を設置し、成年後見制度の利用支援、関係機関との連携強化など、権利擁護に関する総合的な支援を行います。

基本目標 5 安全・安心で必要な情報が活かされる

施策（２）災害時の情報伝達体制、要配慮者の把握

【市】

平成30年（2018年）6月18日に発生した大阪北部地震の際には、地域の要配慮者について、民生委員・児童委員をはじめ、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等の協力のもと、安否確認を行いました。災害時避難行動要支援者名簿等の活用方法、安否確認における役割分担等が課題として残り、今後これらと関係機関と協議し整理していきます。

【社会福祉協議会】

平成30年（2018年）の大阪北部地震の際には、市と締結した協定に基づき災害ボランティアセンターを立ち上げ、地域住民の様々なニーズとボランティアとのマッチングを行い、被災者に対して広く支援を行いました。

今後、同様の災害が起きた際にも、この経験を生かし、速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げ、運営ができるよう、平時からボランティアセンター事業の中に明確に位置付け、年間を通して関係機関との訓練や人員養成等を行います。

第2節 地域福祉計画（第3次）【見直し部分】※下線部分を追記

1 主な取組

基本目標1 お互いにつながり支え合える

施策（4）更生保護の推進（茨木市再犯防止推進計画）

国の再犯防止推進計画の基本方針、重点課題と主な施策を踏まえ、過去に罪を犯した人たちの地域社会での立ち直りを助け、再び犯罪や非行に陥ることのない環境づくりを推進します。取組の推進に当たっては、保護司会や大阪保護観察所など、様々な関係団体との連携を図ります。

<国の再犯防止推進計画の概要>

（1）5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

（2）7つの重点課題と主な施策

- ① 就労・住居の確保
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ③ 学校等と連携した修学支援
- ④ 特性に応じた効果的な指導
- ⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進
- ⑥ 地方公共団体の連携強化
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備

【主な取組】（市）

①茨木市更生保護サポートセンターの設置・運営支援

再犯や非行を未然に防止するため、保護司による生活上の助言・指導や就労支援の相談窓口等として設置した「茨木市更生保護サポートセンター」の運営支援を行います。

②「社会を明るくする運動^{*}」の推進

犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深めることができるように、「社会を明るくする運動」において啓発のための行事や街頭宣伝活動等を実施します。

③保護観察対象者に対する就労の場の提供

保護観察対象者に就労の場を提供することにより、再犯・再非行を防止し、社会への復帰を支援します。

④更生保護関係団体の活動支援

保護司会をはじめ、更生保護女性会、BBS会^{*}、協力雇用主会及び更生保護推進協議会の活動を支援するとともに、相互に協力して犯罪のない明るい地域社会づくりを推進します。

【主な取組】（社会福祉協議会）

①「社会を明るくする運動」への協力

「社会を明るくする運動」へ参加・協力を行うことで、地域において安全で安心に暮らすために犯罪や非行を防止し、更生を目指す人を支援できる地域づくりに協力していきます。

^{*}社会を明るくする運動：

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。法務省の主唱により実施され、毎年7月を強調月間としている。

^{*}BBS会（Big Brothers and Sisters Movement）：

様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年の立ち直りや自立を支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体。